

## 福祉サービスを受けたいとき

障がいの特性や程度により、社会保険制度等では補完できない場合に、障害福祉サービスを受けることができます。

### 障害種別に関係なく利用できるサービス

#### 相談支援サービス

サービスの名称	サービスの概要
計画相談支援	自立した生活の実現のため、サービス等利用計画の作成、定期的なモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者施設等に入所している障がいのある方、精神科病院に入院している精神障がいのある方に、地域生活に移行するための相談と支援を行います。 (支給開始から6カ月以内)
地域定着支援	施設や病院から退所／退院した障がいのある方、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある方に、地域での生活を安定させるため、連絡体制を確保し、相談支援を行います(支給開始から1年以内)。

#### 介護給付

サービスの名称	サービスの概要	
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、日常生活を支援します。食事、入浴、排せつなどの介助や着替え、シーツ交換などの身体介護と住まいの掃除、洗濯、食事の準備、調理、買い物などを行う生活援助があります。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
施設系	施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

- 介護給付サービスは、介護保険に同様のサービスがあるので、40歳以上で介護保険サービスの対象となる方や65歳になられる方は、介護保険サービスへの移行を検討します。

## 訓練等給付

サービスの名称		サービスの概要
居宅支援系	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方が、一人暮らしに移行した際に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や臨時の対応により障がい者の自立を目指します。
	共同生活援助 (グループホーム) (ケアホーム)	主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の必要な援助を行います。
訓練系 就労系	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上に向けた訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上に向けた訓練を行います。
	自立訓練 (宿泊型自立訓練)	日中、一般就労している方などが夜に生活能力の向上に向けた訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、就労に向けた訓練、求職活動に関する支援、就労後の職場定着のための相談支援等を行います。
	就労継続支援 (A型/B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、就労の継続を図るため、企業や自宅を訪問し生活リズムや家計、体調の管理等の課題解決に向けて必要な支援を行います。
	就労選択支援 ※2025年10月から	自分に合った働き方や就労系の障がい福祉サービスを選択できるように支援します。

## 地域生活支援事業

サービスの名称	サービスの概要
移動支援事業	外出時に介助等が必要な障がいがある方に、外出のための介助等の支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障がいがある方に、通所による創造的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。
訪問入浴サービス事業	居宅において、専用の簡易浴槽を使って入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいがある方に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

## 視覚障がいのある方が利用できるサービス

### 介護給付

サービスの名称	サービスの概要
訪問系 同行援護	視覚障がいがある方の外出に同行し、移動に必要な支援を行うほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助などを行います。

## 重度の肢体不自由、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が利用できるサービス

### 介護給付

サービスの名称	サービスの概要
訪問系 重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

## 知的障がいまたは精神障がいのある方が利用できるサービス

### 介護給付

サービスの名称		サービスの概要
訪問系	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

## 医療の必要な障がいのある方が利用できるサービス

### 介護給付

サービスの名称		サービスの概要
日中活動系	療養介護	医療の必要な障がいのある方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などを行います。



## 障がいのある児童が利用できるサービス

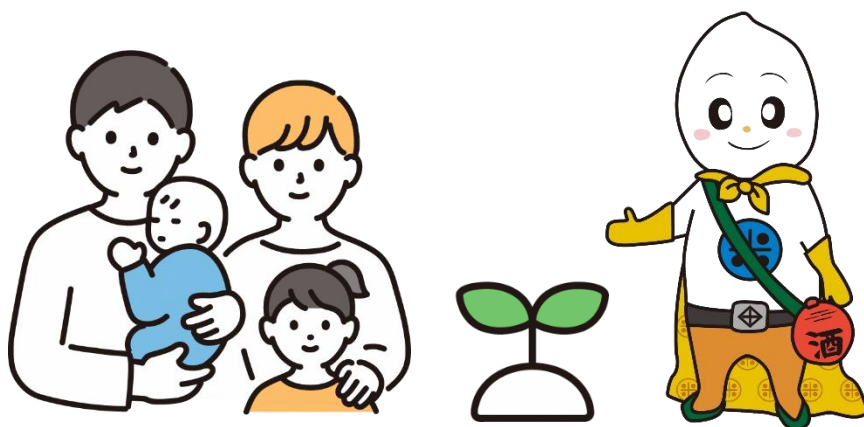
### 児童通所支援

サービスの名称	サービスの概要
児童発達支援	療育の必要性が認められた児童へ日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与および集団生活への適応訓練を実施します。
医療型児童発達支援	肢体不自由児が医療型児童発達支援センター等で児童発達支援および治療を実施します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいがある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障がいがある児童に対して、その保育所等での集団生活適応のため、訪問による専門的な支援を実施します。

- 就学前の児童通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置  
就学前の児童通所支援利用児童について、兄または姉が保育所等※に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

※「保育所等」とは  
保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童通所支援事業所等を指します

- 幼児教育無償化  
満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は、負担額が〇円になります。



## 福祉サービス利用の流れ

### 利用の相談

新十津川町基幹相談支援センター虹、または役場保健福祉課の窓口にご相談します。



### 利用の申請

必要書類を役場保健福祉課窓口へ提出します。

### サービス等利用計画（案）作成依頼

相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画（案）の作成を依頼します。

### 障害支援区分認定／医師意見書

申請したサービスにより調査、書類が必要になります。主治医に意見書作成を依頼します。

必要な手続きの詳細については、役場保健福祉課、または相談支援事業者にご相談ください。

### 支給決定

サービス等利用計画の他、必要書類の提出後にサービスが支給決定されます。役場保健福祉課から決定通知と受給者証を交付します。



### サービス事業者と契約・利用開始

受給者証を障害福祉サービス事業者へ提示し、契約後にサービスを利用できます。

### モニタリング

サービス等利用計画を作成した相談事業者が、定期的に訪問し、モニタリング（評価・見直し）を行います。必要に応じて、計画の変更、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035

## 利用者負担額

サービスの利用には、原則1割の費用負担が生じますが、下表のように利用者の所得水準等に応じて自己負担の上限額（月額）が設定されます。

なお、利用施設における食費や光熱水費等は実費負担となります（別途、軽減措置あり）。

区分	対象者	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯	居宅で生活する障がい者（所得割16万円未満の障がい者世帯）および20歳未満の施設入所者
		居宅で生活する障がい児（所得割28万円未満の障がい児世帯）
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円

## 高額障害福祉サービス等給付費

- 障がいのある18歳以上の方と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。
- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合で、利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払い）。
- 世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。
- 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障がい者等がいる場合などで、利用者負担額の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費が支給され、負担が軽減されます。

お問い合わせ

保健福祉課 子育て・福祉グループ（役場庁舎1F） ☎ 72-2035